

平成 26 年度 第 7 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 27 年 3 月 5 日（木）

18 時 30 分～20 時 30 分

会 場：たかじょう庁舎 6 階会議室

欠席委員：家次委員，大谷委員，岡林委員，徳弘委員，宮地委員

（子育て給付課 森課長）

私は、こども未来部子育て給付課長の森でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、本日は本年度第 7 回目の会議となっております。第 6 回目の会議では、高知市子ども・子育て支援事業計画の原案についてご説明させていただき、協議を行っていただきました。

本日の会議では、特定教育・保育施設等の利用定員の設定、高知市子ども・子育て支援事業計画案などにつきましてご報告させていただき、ご議論いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日は家次委員，大谷委員，岡林委員，徳弘委員，宮地委員がご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。また、ご欠席の宮地委員にかわりまして、同じ団体から森本様にご出席いただいております。

続きまして、本日お配りさせていただいた資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。本日お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第，委員名簿，座席表，議事（1）関連，資料 1－1 特定教育・保育施設等の利用定員の設定について。議事（2）関連，資料 2－1 高知市子ども・子育て支援事業計画案。資料 2－2 事業計画における確保方策等の追加・修正について。議事（3）関連，資料 3－1 事業計画の答申に付する意見内容について。その他関連，議事関連資料，市町村計画で定める数の設定について。以上でございます。お手元の資料に不足等がございましたら事務局までお知らせください。

それでは、議事に入ります前に、会議の開催にあたりましてお願いがございます。本会議は情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際は、お名前をおっしゃっていただき、そのあとにご発言をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長，よろしくお願いいたします。

特定教育・保育施設等の利用定員の設定について

(有田会長)

それでは、会次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事(1) 特定教育・保育施設等の利用定員の設定についてを事務局からご報告をお願いいたします。

(保育幼稚園課 赤堀)

私のほうからは、資料1-1をもとに説明させていただきます。まず、今回、特定教育・保育施設等の利用定員の設定についての説明ですけれども、まず、議事の内容に入る前に、8ページ目の参考資料のところから、まずご説明をさせていただきます。

この参考資料は、高知市児童福祉審議会と高知市子ども・子育て支援会議との関係について図示したもので、第1回高知市児童福祉審議会の説明資料として用いたものです。今回の議事、利用定員の設定についてですが、施設の認可、確認手続きの中で必要な作業となります。この図を再度説明させていただきます。

まず、事業者が認可に向けた計画を作成しますと、認可権者である高知市に事前相談をすることとなります。教育保育の需給状況、認可基準への適合等の条件をクリアしますと、事業者が事前協議書を提出することとなります。高知市でこの事前協議の審査を行うこととなります。

提出された事前協議の関係書類が認可基準等に適合しているのを確認したのち、高知市児童福祉審議会にお諮りしまして、市長宛てに審議結果を答申することとなります。

本年度におきましては、第1回会議で保育所認可について7施設、第2回会議で小規模保育事業6施設、幼保連携型認定こども園2施設、保育所認可について1施設の計16施設を審議会にお諮りし、答申をいただきました。

事前協議の結果については、高知市より事業所宛てに通知を行いまして、その後、事業者から認可申請をもらい、認可の審査を行います。この認可の基準を満たしておれば認可ということになります。その後、事業者から確認申請を提出されるようになり確認等の審査に入ります。

この確認の申請の中で給付単価を決めることとなります利用定員の設定について、高知市子ども・子育て支援会議にお諮りしまして答申をいただくこととなります。

今回の議事は、この利用定員の設定についてご意見をいただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

1ページ目に戻っていただいて、先ほど説明いたしました利用定員の設定についてですけれども、子ども・子育て支援法の第31条で特定教育・保育施設、また、43条のほうで地域型保育事業の確認の手続きの中の説明があります。この中に利用定員の設定においては審議会、その他の合議制の機関というのが本市において高知市子ども・子育て支援会議ということになりますが、この会議にお諮りし、ご意見をいただくということになります。

2 ページ目をお願いします。次に、認可定員と利用定員について説明させていただきます。施設から認可についての事前協議内容をお諮りした児童福祉審議会の中では認可定員についてお示しいたしました。認可定員というのは、幼稚園なら学校教育法、保育所であれば児童福祉法、幼保連携型認定こども園なら、認定こども園法の認可にかかる定員であり、最低基準の範囲内で設定され、認定された認可定員を超えて利用することはできないという施設の最大受入人数を示すものです。今回の議事である利用定員については、1 ページ目の子ども・子育て支援法により確認の際に設定する定員ということで書かれておりますが、認可定員の範囲内で設定し、3 つ目の「・」で示しておりますが、施設が受ける公定価格の単価を決めるものになります。

その下に、枠で囲んだところに書いてありますが、その認可定員、利用定員が示す内容はそれぞれ異なるものにはなりますけれども、原則として認可定員と利用定員は一致させることとしています。

3 ページ目には、今回ご意見をいただきたいと考えております計 17 施設の認可定員及び利用定員についてお示ししております。

先ほど児童福祉審議会にお諮りした施設数を 16 施設ということでご説明いたしましたけれども、今回の諮問では 17 施設ということになります。1 つ増えていますのが、諮問第 11 号 乳幼児学童保育施設 わらべ館です。この施設は、施設種別としましては、地方裁量型認定こども園ということで、保育所の機能と幼稚園の機能を併せ持つ認定こども園ということで、市の認可は必要ではないんですが、県から認定こども園の認定を受ける必要がある施設です。このわらべ館については、現在も認可外の保育施設として運営されているところで、来年度から地方裁量型の認定こども園となられるご意向がありまして、設置者としては、現在個人で運営されている施設ですけれども、株式会社化をするように予定されているということでおうかがいしております。

各施設の認可定員および利用定員は右のほうにお示ししておりまして、原則一致の法則で認可定員と利用定員は一致させるようにということで、設定をしていただいています。

その次のページ、4 ページ以降は報告事項としまして、みなし確認の対象施設について、同様に認可定員および利用定員をお示ししております。ここでいうみなし確認という施設ですけれども、みなし確認というのは、現在運営されている施設種別と新年度、新制度において移行後も同じ施設種別で新制度に入られる施設を示す施設です。施設種別は変わらずに移行した場合ですけれども、定員のくくりとしては、今現在は定員というものが、認可定員、利用定員というそれぞれの分け方をしておりませんで、新規にこれを設定することになりました。

この中では、ご覧いただけるように、原則一致ということで申しましたけれども、認可定員が利用定員と一致していない施設というのがあります。特に現行の保育所については、待機児童対策としまして、定員の弾力運用ということで、定員を超えて入所している状態がありまして、現在の定員を利用定員とすることを基本とし、過去 3 年の入所状況お

よび施設の意向をふまえてこの数値を設定しております。

保育所以外、今回、新制度に幼稚園のまま移行されるいずみ幼稚園と、あと、認定こども園についても、幼稚園型認定こども園として新制度に移行される施設、地方裁量型の認定こども園として移行される施設についても、それぞれ同様に認可定員および利用定員を、みなし確認の施設については、過去3年間の入所状況を確認し、それをもとに施設移行をふまえて市のほうで設定をするということで、このようになっております。以上になります。

(有田会長)

はい。ありがとうございました。

ただ今の説明につきましてご意見やご質問、ございましたらお願いいたします。

(吉川委員)

今、説明してくれた内容で、3年間の平均が認可定員のほうになるんですか、みなし確認する。それと合計の利用定員の差をもうちょっと説明してください。

(保育幼稚園課 赤堀)

通常は認可定員イコール利用定員で設定するんですけども、みなし確認の施設のことですと、過去3年の入所状況をふまえて利用定員を設定するようにしております。その利用定員というのが、今後、新制度に入った時に、公定価格の単価を決めるものとなります。

その認可定員というのは、施設の最大の受入人数になりまして、それと等しくというのが原則ですけども、それ以下で利用定員を設定するということになります。

(吉川委員)

わかりました。そうすると、3年間の、ここで利用している人が大体、一番上だったら、720名くらいだったら利用定員はそれくらいだと。しかし、認可の最大では、140名はその施設のあれで入ってもいいというふうに考えているわけですね。

(有田会長)

他にございませんか。

利用定員というのは、2号、3号というふうに分けてあるけども、それは全部合わせてと考えるとよろしいんですか。

(保育幼稚園課 赤堀)

認可定員を本来は、1号、2号、3号という括りでそれぞれ設定することにはなってお

ります。ここでは、総数ということでお示しはしております。それぞれ、1号なら1号の認可定員以内で1号の利用定員を決めるというふうな、それぞれとりまとめになっております。

(吉川委員)

そうするとですね、2号、3号の、1・2歳とか書かれていますけども、これが少なくなるところというのは、それぞれの保育園で違うわけですか。1、2号の部分がその認可定員より少なくなっている、あるいは3号の1・2歳が少なくなっている、3号の0歳が少なくなっている、それぞれ特徴があるわけですか、この減っているところは。それぞれの保育園で違うわけですね。

(保育幼稚園課 赤堀)

保育所について説明をいたしますと、認可定員というのが最低基準をもとに決めるということで、保育所であれば入れるだけの数を設定するというで、年齢区分ごとの基準を満たす最大数で設定しています。その認可定員以内で利用定員は実人数の状況、施設の意向を踏まえ、設定をしています。

(吉川委員)

2号の最大とか3号の最大というのも、その人数によって決まっているわけでしょう。

(保育幼稚園課 赤堀)

そうです、施設によって。

(吉川委員)

それぞれ違いますね。一番上だったら140人が120人になっているということは、その2号、3号、3号のどこかが減っているわけですね。全部が一様に減っているわけでもないわけですかね。そのへんが、そのそれぞれの施設で違うのか、そういうふうな特別に0歳のところが低いのか、そういう傾向はないのかということなんですけど。

(保育幼稚園課 赤堀)

それぞれにおいて、先生のおっしゃるように基準を設けて下げているというわけではないんですけども、お部屋ごとで何歳クラスというのを基本的に決めていらっしゃると思いますので、その中で、2号であれば3歳以上のクラスが、最大受け入れはこれだけですけども、基本この人数でという、それぞれの施設によって設定をされています。

(吉川委員)

そうすると、それぞれの施設の余裕というのは、それぞれ2号、3号違うわけですね。だから、一律ではわからないというわけですね。

(保育幼稚園課 赤堀)

はい、そうです。

(吉川委員)

0歳児が余裕があるか、2歳児が余裕があるか、わからないという状態なんですね。

はい、わかりました。

(小野委員)

この余裕があるというのは、あくまでも施設の状況に対してであって、例えば20人増えたことによって、どこの部分が何人増えたかでその職員の数というのも変わってくるわけですね。それってというのは、ここにもものすごく数字が違うところなんかが、果たしてそういう、そこまで受け入れをした場合に、職員はきちんと保持できるのか。そのこともふまえた認可定員として、ここに示されているのかということもちょっとあわせてお答えいただきたいです。

(有田会長)

多分、保育所の実情がわかっていない方については、そのへんからのイメージがないと思うので、イメージが具体的にわかるようにご説明いただけるととてもありがたいです。

(保育幼稚園課 赤堀)

実人数で考えているのが利用定員になっておりまして、認可定員が最低基準で、最大受入人数としてここまでは入るけれども、おっしゃるように、ここまでお子さんを受け入れるには、職員数はそれに伴い必要になるということなので、なかなか実情、この最大限まで受け入れることが出来る施設というのは、設定の数によってはない場合があります。

ただ、その施設の最大の受入の人数以外で認可定員を設定されているので、最大限というところよりちょっと余裕を持たせたかたちで利用定員を設定されている施設なんかもあります。

(吉川委員)

認可定員というのは、施設の広さとか、そういう施設面であると。それで、利用定員はその制限するのは人であると。人が増えれば、その認可定員まで、人さえ増やせばそういう施設として、認可定員まで入れるような状況でつくっているというように理解したらいいですか。

(保育幼稚園課 赤堀)

はい。

(吉川委員)

わかりました。

(有田会長)

他にございませんか。

他にご質問やご意見がなければ、この利用定員に対して、子ども・子育て支援会議として答申内容を決定したいと思います。ご質問などございませんか。

(吉川委員)

ちょっといいですか。

(有田会長)

はい、吉川委員。

(吉川委員)

これで答申するとなると、それぞれの答申というのは、認可定員内で利用定員であると。そして利用定員を満たすだけの人員は揃っているというのは確認してくださっているということですね、高知市のほうで。

(保育幼稚園課 赤堀)

はい。そうです。

(有田会長)

お子さんをあずかるのに、ということは最低基準に合った保育士、それから場所等々のものはきちんと確保されているところでは考えているということですね。

(保育幼稚園課 赤堀)

お子さんの受入にあたっては、職員の配置がされているうえでお子さんを案内するというかたちにはしていますので、クリアはしております。

(有田会長)

ご意見、ご質問、他にございませんか。

(吉川委員)

もう一点だけ。もし、今、人が満たされていると。そして誰かが辞めた場合に、受け入れられないからということでそれを減らして、そこに入っている子ども達は、どこかにお願いするとかいうこと自体は起きるんですが、それは早急に次の人が補充できたらいいですけど、そういう問題については、どういうことでしょうか。

(保育幼稚園課 赤堀)

そういう場合も至急、雇用のほうということにはもちろんなるわけなんですけれども、主任保育士さんであるとか、余分に職員が配置をされておりますので、そういったところでも緊急時にはクリアできるのかなというところがあります。

(吉川委員)

そうですね。とにかく何とかクリアできる。それがクリアできない状態は起こらないというように考えていいんですね。

(保育幼稚園課 赤堀)

はい。

(吉川委員)

わかりました。

(有田会長)

他にございませんか。

それでは、今、ご提案いただきました平成26年度諮問第1号から17号までの施設の利用定員をこの案のとおり設定することにつきまして、異議の無い方は挙手をお願いいたします。

▲▲▲全員挙手▲▲▲

全員一致で承認されました。

高知市子ども・子育て支援事業計画案について

(有田会長)

続きまして、議事の(2)高知市子ども・子育て支援事業計画案につきまして事務局よりご報告をお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

まず、お手元に配布させていただいております資料2-2をご用意いただけますでしょうか。資料2-2 事業計画における確保方策等の追加・修正についてというタイトルの資料です。

まず1ページ目ですが、1ページ目は前回の1月に行われました支援会議のほうで頂戴をいたしました事業計画の各論部分の今後の方向性2箇所、事務局のほうでお預かりさせていただくというようにお話でご意見を頂戴したものの内容になっております。この内容については、事務局のほうで検討させていただいて、有田会長および神家副会長に修正内容をご確認いただいたことを今回が開催のご案内の文書、2月3日付けだったと思いますが、その文書の中でもご説明させていただいております。

この修正内容を反映したかたちでの事業計画の原案という原案をパブリック・コメントにかけました。

パブリック・コメントについては2月2日から2月23日までの間に実施をしまして、意見提出のほうはございませんでしたので、今回、最終案として諮問をさせていただくこととなっております。

事業計画の最終案については、お手元にあります資料2-1 高知市子ども・子育て支援事業計画案ということで、今回はお配りさせていただきたいと思っております。

ご審議いただくにあたりまして、これから確保方策などの追加・修正の説明をさせていただくわけですが、この追加・修正については、事業計画の各施策などで議論いただいておりますけれども、その内容、方向性を大きくここで変更するものではございませんので、再度のパブリック・コメントの必要がないことを予め申し添えさせていただきます。

それでは、資料2-2のほうの2ページをご覧くださいませでしょうか。

地域子ども・子育て支援事業の確保方策等の追加についてというタイトルの2枚目になります。

地域子ども・子育て支援事業のうち、3つの事業、そこに書いてありますけれども、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、それから実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体の参入促進事業、これらの3つの事業については、国の「量の見込みの算出等のための手引き」において確保方策の記載方法が明らかになっておりませんでしたので、今まで記載を保留をしておりました。支援会議の中でも、現状、国からまだ示されておられませんというようなご説明をさせていただいたかと思っております。

ここから、国のほうの27年度予算案において、これらの事業について新たに創設される「子ども・子育て支援交付金」の対象事業となるということで、この交付金の交付を受けるためには事業計画にしたがって実施することが条件とされております。

今回、確保方策及び各論の主な関連事業等を事業計画に従ってということ記載をする必要がありますので、今回追加をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、国の「子ども・子育て支援交付金」とはどのようなものかというところなのですが、4ページをちょっとご覧いただけますでしょうか。

交付金のほうの事業概要としましては、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用を充てるため交付金を交付するというふうになっております。この中で、妊婦健診については、従来どおり市町村が負担するというふうになっております。

実施主体は市町村。補助率については、市町村と都道府県が3分の1ずつもって国のほうが3分の1を負担するというような交付金の内容になっております。

対象となる事業については、今までご審議をいただきました利用者支援事業などご覧の事業というふうになります。

今回、確保方策等追加させていただく3つの事業の概要についてはですね、右側の5ページのほうに簡単ではございますが、示させていただいております。まず、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業については、要保護児童対策地域協議会の機能強化をはかるため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化をはかる取組等を実施する事業ということになっております。平成27年度の交付対象となる経費については、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組の実施に必要な経費、費用というのが交付対象というふうに定められております。

次の実費徴収に係る補足給付を行う事業というのは、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業というふうになっております。27年度において交付の対象となる経費として現在あげられているのが、生活保護世帯を対象に、給食費（給食材料費）になりますが、これは1号認定のみになっております。あと、教材費、行事費等について助成した費用というふうに対象がなっております。

3つ目の多様な主体の参入促進事業については、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業というふうになっておりまして、27年度交付対象になっているものについては、巡回支援や職員の加配に要する費用について対象というふうになってございます。

資料のほう、2ページのほうに戻っていただけますでしょうか。

この3つの事業の確保策についてはですね、来年度、平成27年度から31年度までの間、事業を実施していくということを事業計画に記載をさせていただくために、事業計画の数値目標の項目のところ、2ページの下半分の表を追加をさせていただきたいというふうに考えております。

こちらのほうは、こういった27年度から実施するという内容を入れていくことによっ

て切り返しになってくるということで、高知県さんのほうとも確認をして、こういうかたちで加えていくということで事前にお話をさせていただいております。実際の事業計画の中では、資料2-1のほうの90ページと91ページのほうに加えさせていただくようなかたちになっています。

それと、数値目標のところを書き加えるのに関連をいたしまして、資料2-2のほうの3ページ、右側になりますけれども、事業計画の各施策において主な関連事業を記載してありますが、この3つの事業についても関連事業等に追加をさせていただきたいというふうに思っております。

施策の2-1の、利用希望に沿った教育・保育の提供の部分にですね、実費徴収に係る補足給付を行う事業、それと、多様な主体の参入促進事業、この2つを追加させていただくと。それと、施策の4-1、児童虐待の発生予防、そちらのほうに子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、この1行を追加させていただきたいというふうに思います。

続きまして、3の教育・保育の確保方策等の追加・修正の部分については、保育幼稚園課のほうから説明させていただきます。

(保育幼稚園課 赤堀)

資料2-1、78ページ目、教育・保育施設の確保方策等について説明させていただきたいと思います。

1月30日に事務局のほうから、量の見込みについての補足説明をさせていただきました。その中で、1月の段階の量の見込みについて審議におはかりをしたところでしたけれども、それに広域利用のニーズを追記するというで考えておりました、そのことを具体的にご説明させていただきたいと思います。

78、79ページ目のところ、右端で量の見込みと確保方策、地域全体についてお示しております。前回の審議会の中では、市内在住で市内の施設をご利用される方ということで、その中で量の見込みと確保についてご説明させていただいたところですが、それに加え、①量の見込みの中では、ここに示します市外に居住する方で、高知市内の施設を利用されるという方を量の見込みの中に含んだかたちで計画を立てております。

この量の見込みについてですが、ニーズ調査の中でも他市の施設を利用する子どもの数等は調査をしておったところですが、全体の数の中の一部ということで、なかなかニーズ調査からははかれない数値であると、判断しまして、実際に現在、市外居住で高知市内の施設を利用している方をこの中でお示しております。

このニーズ量に対して供給としては、②供給というところですが、市外居住であっても高知市内居住であっても高知市内の施設を利用される方ということで、前回の会議でもお示した供給体制を考えておりました、需給状況としては②マイナス①で算出した値をお示しております。この市外からの利用者も含め、施設の供給体制を整えるということをご予定しております。

③としまして、供給（他市町村確保分）ということでお示ししておるのは、高知市に居住をしております市外の施設を利用されている方の数をお示ししております。これもニーズ調査からというのではなくて、現在利用している方の数をここにあげておまして、ここに示す他市と協議のうえ、お示したかたちになっております。他市の受け入れができる数として南国市さんであれば、1号の子どもは71人受け入れが可能であるということで、それぞれ調整をした数になっております。

上から平成27年度、28年度で各5年間の計画ということでお示ししておりますけれども、ここで市外の居住のニーズ分、市外の施設を利用する子どもの数としては、年度ごとで見込むというのがなかなか難しいと判断しまして、現在の利用状況を踏まえ、計画の中に入れたかたちでお示ししております。

次の80ページ以降は、各年度市域全体におきまして、需給状況がどうなのかということ、5年間をお示ししております。これは前回の会議でお示した内容になっておりますので、詳細な説明は省かせていただきますが、追記したところとしまして、各年度の一番下の行に保育利用率目標値ということで追記させていただいております。これが、各3歳未満児の子どもの数を分母とし、3号認定の供給値がどうなっているかということで算出した値を利用率の目標値ということで、この事業計画の中に記載することということになっておまして、各年度ごとで算出しております。

また、85ページのところで、新たに追加したところをご説明させていただきたいと思えます。認定こども園の普及に係る考え方と認定こども園への移行を促進するために計画で定める数というところ、枠で囲んだところ、です。

この説明については、議事関連資料ということで、別紙参照をお願いしたいと思えます。一番最後に付けています。議事関連資料。「計画で定める数」の設定（案）ということで、一枚ものの資料になります。

先ほどの85ページの追記の分の内容の説明として、これを用いてご説明させていただきたいですが、ここに付記されている内容のことというのは、国の基本指針の中で記載することとされている内容です。認定こども園の普及をはかるということ、を目的に、事業計画の中に記載することということがされています。

認定こども園の普及ということで、中核市である本市が関わるのが、認可権者になります。幼保連携型の認定こども園が対象になりまして、幼保連携型の認定こども園の普及のために設定する数ということになります。

幼保連携型の認定こども園ということで、既存の幼稚園、保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合に、市町村計画で定める数、移行枠というのを設定して、必要利用定員総数に加えることにより、円滑な移行を図ることとしているというふうには書いておられますが、要するに、量の見込みのほうが、供給が足りない、不足状態であれば、認可の申請が出た時に認可ということにはなり得るわけなんですけれども、それが、供給体制が過剰に供給されている場合には認可をしなくてもいいということになります。それを避けるた

めに認定こども園を普及させるということを目的に、市町村計画ということで量の見込みに数、移行枠ということで数を追加したかたちで設定をするということになります。

国の指針の中では、移行枠として数値をあげて計画の中に普及するよというようになっておるんですけども、本市のほうでは現時点で幼保連携型の移行に関する定員数が未定でありまして、この数値を明確に数字で設定するということはないことと考えています。

そこに書かれているとおりですが、市町村計画に定める数は、今後幼稚園、または保育所から幼保連携型認定こども園の移行のための認可申請があれば、必要に応じて事業計画の変更、移行枠というのを設定し、認可をするということと考えております。

その枠内に、最後の行ですね。「必要に応じて、事業計画の修正等により定めることとする。」というふうに書いておりますが、その「修正」のところは、「変更」という文言に変更したいと考えております。「変更等により定めることとする。」というふうに考えております。以上です。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

(中西委員)

今日は策定の時ですので、あまり細かいまで言ってもこれは仕方ないと思っているんですが、ちょっと期待をしているということで聞いていただきたいと思います。

60 ページのですね、児童虐待予防の具体的な今後の方向性の②のところですね。このところで、期待しているということで、これはやっていただけということで書いているんですが、その中については、またこの後出てくるんだと思うんですが、要対協を高知市内に1つつくっても、なかなかこれだけのマンモスの中で機能しないと思うんですね。

できれば、中学校に一区、1つ、中学校区ですね。ここで1つの下部組織の中でつくっていった地域のネットワークづくりをしていくと。ちょっと県のほうに色々担当のほうに聞くと、高知市内、中学校区では大き過ぎると、小学校の単位でつくるのがいいと。そうしないと機能しなくなるという意見もあるんですが、とりあえずは、まず中学校区で14校区あるんですが、まずつくっていただくということで、是非、市にある要対協の下部組織を各中学校区につくっていただくと。

これを新たにつくるという考えをもつと大変なんですけど、防災組織や防犯組織、子育て支援のこれも多分、メンバーほとんど一緒の人でできると思うんですね。そしたら、今出来ている組織にまず乗っかってやっていって、やはり子育てをどうしていくとか、ネットワークどうするのかということでやれば、比較的楽に無理なくできるんじゃないかと思うんですね。

それをやるということをやはり、指導できる体制ですか、これを是非つくっていただかないと、考えていただいて指導していかないと、やれやれと言ってもどうやっていいのかわからないので、これはやっていただくという期待をもって発言していますので、是非早い段階でそれをつくっていただき、より広域的な子育て支援ができる体制を期待したいと思います。

(有田会長)

この中身は、本当に行政の方が力を入れていただかないと多分できないことだと思いますので、ただいまのこと、事務局のほうで、またご検討のほうをよろしく願いいたします。

(吉川委員)

幼保連携型認定こども園を国は推進しようとしているわけですね。だけど、それはまだ高知市では、どれぐらいどうなるのか全くわからないということなんですね。推進する理由というのは、やはり、それが理想形というふうに考えているわけですか。

(有田会長)

幼保連携型認定こども園のことにつきまして、少しご説明いただけるといいと思います。お願いします。

(保育幼稚園課 赤堀)

国としては認定こども園化を促進するということで、県においては、幼稚園型、保育所型、地方裁量型とか認定に関わるということで、国の動きに関わるようになるんですが、高知市の場合は中核市ということで幼保連携型の認定こども園の普及をはかるということになっています。

その普及をはかる目的ですが、認定こども園には1号、2号、3号とそれぞれの認定区分があります。保育所ですと、2号、3号、保育要件等、保育の必要性があるお子さんのあずかり場所ということになりますけれども、その要件を満たさなくなった、例えば離職をしてしまったとか、求職活動中であると認定期間というものも期間が決められるわけなので、そうなった時に、現状もそういう状況あるんですけども、保育所に在籍ができなくなるという状況が保育所であればあります。

それが、認定こども園になると、1号という保育の必要性の有無に関わらず利用できる枠ということになるので、そういった子どもの指定においても施設を変わらないといけなとか、そういったこともなく、保護者の就労状況にもあわせて希望に応じて認定区分を選べるという基準があります。

あとは、地域の子育て支援を行う役割を担うということや、2、3号認定、例えば幼稚

園さんが幼保連携型なり認定こども園になる場合は3号枠ということで、今、待機児童として多くある0, 1, 2歳の受入枠として増えることになります。そういった待機児童対策にもなるということで、普及を図るということになっております。

高知市においては、27年度当初は2施設が幼保連携型ということで認可認定される予定ではありますけれども、今後は、既におうかがいしている移行も数園ありますけれども、今後の予測がなかなかまだたっていないところがありまして、数字として定めるのではなく、申請に応じて基準を満たしておれば普及をはかるということで考えております。

(伊野部委員)

関連してよろしいですか。すみません。今の説明でおわかりの方はおわかりだと思いますけど、わかり易く言いますと、国が示した公定価格というのが、我々が思ったほど認定こども園、よくなかったんです。我々も色んな、今まで1年、2年かけて検討してきましたけど、今のままの保育所でいったほうがいいんじゃないかというような選択を。

ですから、本日認めていただいた、みなし確認された今までの民間保育所は全て来年度も保育所のままでいくということになっています。

ただ、国がこういうことであんまり全国的に推進しているのに変わるところが少ないということになれば、また第二弾、第三弾の何らかの誘導策をやってくるのではないかと。だから、それを見ながら我々も検討していこうというのが、今の現状です。

(吉川委員)

よくわかりました。

(吉川委員)

資料2-2のこともいいですかね。2-2の実費徴収に係る補足給付というところですけど、5ページの。27年度は生活保護世帯を対象にということですけども、今後はもう少しその世帯の収入に応じて、もう少し給付を増やしていくということで27年度はこれだということなんですか。

(保育幼稚園課 山崎課長)

実費徴収に係る補足給付を行う事業という部分ですが、今現在、国から示されている事業内容のほうですね、生活保護世帯のみを対象としておりまして、具体的には給食費については4,500円、月額ですね、まで。教材・行事費等については2,500円、月額ということで示されています。その費用について施設を通じて給付をする。つまり、施設が、保育で言うといわゆるA階層ということになりますけど、そのA階層の方からはその2,500円なりを控除したかたちで実費の徴収を行うというようなかたちになるのではないかと考えております。

ただ、今、国の方で予算確定がしていないので、国の要綱が出ておりません。それが出ますと、詳しい事業の内容がわかりますし、何分初めての事業となりますので、今後の展開、これから先どうするのかということについても、まだわからない状態ということになります。

(吉川委員)

そうすると、生活保護世帯だけを対象に動き出すということで。わかりました。

(有田会長)

きっと、行事費とか教材費というあたりは、本当に保育内容をする部分についてはとても重要な部分になってくるんだと思いますので、国からはこのぐらいのものしかありませんけども、是非そのあたり、子どもの保育の中身に返って来るような予算が増えることを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

(小野委員)

資料2-2のこれをもう少し教えていただきたいのが、5ページの一番下の多様な主体の参入促進事業というところの、「障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども」というのは、どういう子どもが該当するのか。これがちょっとよくわからないんですが。

(保育幼稚園課 山崎課長)

多様な主体の参入促進事業は、実は2つに分かれておりまして、巡回支援というものと特別支援というものがあまして、その特別支援のほうが、今まで、その下の説明のところでございますが、私学助成というのが、幼稚園に障害のお子さんが入った場合に特別補助として出している分があります。

それから、障害児保育事業というのは、保育所に関するものでして、昔は国費が入っておりましたが、平成15年に一般財源化されまして市単独の費用で今現在やっております。

保育所と幼稚園はそこでカバーをするということになりまして、あとはもう私学助成が受けられる、認定こども園の幼稚園型が施設型給付を受ける際の資格として受けるということになりますが、例えば地方裁量型認定こども園ということに対しては、今のところ、何の制度も無い状態でした。

それに、ほかの方でもそういったところがあるんですけど、そういったところに対して、障害児の、例えば加配保育士の雇用費の補助や、そういったことを行うことによって、障害のあるお子さんを受け入れる機会といいますか、保育を受けられる機会が増えるということになるかと思います。

(吉川委員)

1 番の要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るということですが、具体的には今どの程度、さっき言われたようなこともあるんでしょうけれども、それぞれのケース検討会議とか色々やられていますよね。そのあたりをどのへんが足らなくて、どういうふうなことをやろうとされているのかを教えてくださいたいと思います。

(こども未来部 山川部長)

今、要保護児童対策地域協議会は様々な関係者の方にお集まりいただいて実施しています。ここで、27 年度、本市が予算化しておりますのは、それを引き続き、その啓発事業でありますとか講演会でありますとか、そういうものをというのが 27 年度の予算でございます。

先ほど中西委員さんがおっしゃっていただいた、さらなる強化という部分は、詳しい予算ではまだ、あれなんですけれども、人的配備でありますとか県のお力添えをいただいて、この協議会の中身をもっと具体的にやっていこうというような動きは 27 年度から行う予定になっています。

当面、ここであげている 27 年度予算は、やはりその啓発、または職員のスキルアップ、そういうような予算になっています。ここは将来的には、一気にとはいきませんが、重点項目でございますので、今後さらなる予算も増やしてですね、強化していくことになっていこうかと思えます。

(吉川委員)

色んな問題の人がたくさん出て来ていると思うんですけど、それに対する皆が集まって検討会議なんかをされていると思うんですけど、その費用も十分足りて、もっとたくさんやらないといけないということではないんですか、現状は。

(こども未来部 山川部長)

実際、その部分というのは、あんまり経費がかかっていないものです。ほとんど皆さん、報酬を払ってというかたちではなくて、集まってケース会議をやっています。それぞれお仕事の方もいらっしゃいますし、お仕事をもっていない方もいらっしゃいますけれども、たくさん目でも子ども達を見守っていこうという部分には、先ほどあった下部組織でありますとか今後の展開はあろうかと思えますけれども、予算的にはそんなにかかっていないという状況です。

(森本代理委員)

先ほど、皆さんから色々認定こども園、ならびに保育所のお話を色々聞かせてい

ただいているんですけれども、高知市内には大体、主力として私学助成を受けている幼稚園がまだ 20 園近くあります。所轄が県なので、特にそういう主観的なタッチができてにくい部分はあるかもしれませんが、現存して私学助成として残っている幼稚園に対して、今後、高知市がどのようなかたちで接触、または展開をしていくかというご意見をちょっとお聞かせ願えたらと思います。

(保育幼稚園課 山崎課長)

今の私学助成については、私学助成の県の費用のところにも市単独で上乘せということを行っております。これについては、引き続き 27 年度の予算案のほうにおいても予算案としてあげさせていただいております。私学助成とセットの幼稚園就園奨励費というものがございしますが、それについても就学前の範囲にはなりますが、多子軽減の仕組み、保育所と同じような多子軽減の仕組みというところを入れていくかたちの予算ということにしております。

(有田会長)

他にございませんか。

他にご意見、ご質問等がなければ、この事業計画案につきまして、子ども・子育て支援会議としてこれで決定することになりますけれども、ご意見、ご質問、他にございませんでしょうか。

(筒井委員)

一点、質問を。

(筒井委員)

資料の 2-1 の 79 ページの需給状況の②-①というところですけども、これを見まして、平成 31 年度には需給で不足分は全部解消されるということがわかるんですけども、逆に供給がですね、どんどん過剰になっていっているところもあるんですけども、それに特に問題はないと考えていいんでしょうか。

(こども未来部 松村副部長)

新制度自体ですね、この計画の策定にあたっての量の確保方策の中では、それを超える確保をすることというふうな部分がございます。ですので、問題はございません。

それと、やはり各地区にブロックで分けておりますけど、その利用にあたっては市内全域、そして広域利用も含めると近隣市町村も含めた保護者の方々の選択によって利用するところが決まりますので、この計画どおりにいかないという部分もありますので、やはり余裕を持った供給体制をつくるというのがもともとの考え方でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。

(筒井委員)

はい、どうもありがとうございました。

(吉川委員)

今の数値目標のことで、31年度に、ずっとマイナスがついていた2号認定の幼稚園のところがプラスになる理由というのは、これはどういうことかちょっと説明してください。

(保育幼稚園課 山崎課長)

2号認定の幼稚園というところにつきましては、量の見込みを出す時にですね、保育を必要とするお子さんで幼稚園を利用しているところが条件になっておりました。これに対応する施設としては、基本的には幼稚園ということになってはいますが、国のほうに問い合わせをしまして、認定こども園でもそれは対応できるということでおうかがいしております。

したがって、2号認定の幼稚園については、幼稚園、幼稚園型認定こども園、それから幼保連携型認定こども園、この施設によりまして対応していくべきところになるろうと思っております。

これらの施設につきましては、特に幼稚園の新規のというのは、なかなか、学校法人というところがありますので難しいかもしれませんが、幼保連携型認定こども園に関しましては社会福祉法人と学校法人と自治体というところでしか運営の主体になれないというふうになっておりますので、これは必要に応じて、新たな幼保連携型認定こども園の認可に向けて、認可する法人であるとかですね、あるいは保護者のニーズに応じまして、高知市のほうでも検討する必要がある可能性もありますし、そういうかたちで、この供給体制というのはつくっていくものというふうに考えています。

(有田会長)

現在ある施設ではなくて、そこに対応できていただくようなかたちで、認定こども園等々で移行促進をはかっていくというような。

(こども未来部 松村副部長)

5年間の中でのことですので、新たな参入というのも考えられます。その中で30年度になっても、まだマイナスが消えないよということになりましたら、公立の中の保育所を幼保連携型認定こども園にして補うということも手法としては考えられます。その

ようなかたちでの確保方策をしていくということでございます。

(有田会長)

他にご質問ございませんか。

ご質問やご意見がなければ、ここでこの事業計画案につきまして、子ども・子育て支援会議として答申案より決定してまいりたいと思います。

色々この他、意見も出ましたけど、そのようなことも事務局のほうで検討もして下さるというところで、答申内容を決定していきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、この答申につきまして異議の無い方は挙手をお願いいたします。

▲▲▲ (全員挙手) ▲▲▲

ありがとうございました。全員一致で承認されました。ありがとうございました。

事業計画の答申に付する意見内容について

(有田会長)

続きまして議事(3)の事業計画の答申につきまして、意見内容についてのこと、私のほうから提案させていただきますので、資料3-1のほうをご覧ください。

これは、先ほど決定いたしました事業計画案を高知市に答申をしていくこととなります。その答申書に子ども・子育て支援会議として意見を付けたいと思っている一文でございます。この意見のほうをご覧ください。

一 高知市子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本理念、基本方針の実現に向け、計画の着実な推進に取り組むこと。

一 高知市における子ども・子育て支援について、子どもの最善の利益を常に意識し、全ての子育て家庭に対して重層的に切れ目のない支援が行われるように取り組むこと。また、子どもの育ちを支援する職員等の研修の充実を図るなど、質の高い教育・保育や地域の子育て支援が総合的に提供できるように努めること。

一 少子化問題は社会全体で取り組むべき課題であり、高知市においても国、高知県、関係機関と十分に連携し、子ども・子育て支援を始めとする少子化対策の充実を努めること。

この内容につきまして、委員の皆様の見解をいただきたいと思います。ご意見、ございませんでしょうか。

この会議も最後の会になると思いますので、是非、皆さんからいただきたいと思いますので、井上委員さんからお願いします。

(井上委員)

特にこれでいいんじゃないかと思います。

(伊野部委員)

私も、よくまとめられた文章だと思います。

(大谷委員)

同じく、素晴らしい文章だと思います。

(吉川委員)

はい。このとおりをやはり文字だけじゃなくて実施していただければ、もう言うことないと思います。

(神家委員)

計画はとにかくコツコツと推進することが必要ですので、そういった意味でこの意見書を加えるということは大変必要なことだと思っておりますので、内容的にはまとめられておりますので、意見はございません。

(齊藤委員)

私もですね、全体が網羅された大変いい意見だと思います。

(中西委員)

研修、職員の、資質のこと。これを書いていただきましてどうもありがとうございます。是非、少子化対策もやらないと大変なことになりますので、20年したら、今だったら、田舎のほうがだめというよりも、高知県そのものがなくなってしまうんじゃないかと思えます。是非、この少子化対策もあわせて実行のほうをよろしくお願いします。

(新谷委員)

異議はないです。せっかく立てた計画を是非、学校とか、幼稚園とか、PTAのほうにおろしていただいて、この計画を広めていただいたら、うまくいくではないのかなと思います。

(森本代理委員)

この意見については、異論反論は全くありません。

今度、新制度が始まるにあたりまして、今、幼保連携型認定こども園が2園、幼稚園型認定こども園が数園、今回、スタートするわけです。どの地位についても同じスタートをきっていく所存ではありますが、先ほど言いました、現状として今、高知市の中に10園く

らい私学助成のままで残っている幼稚園があります。

この12月くらいに施設型給付の利用者負担額というのが公表されました。これにともなって、私学助成と施設型給付を受ける幼稚園での資格格差というのが発生します。その部分のところをよくよく就園奨励費等々でやっていただきたいということと、今日ありました1号、2号、3号というこどものことが出てきました。その中で、1号にも2号にも3号にもあてはまらない子どもというのがいると思います。その部分について、この子育て支援事業というところをどのように進めていくのかということも、今後、やっていただきたいと思います。

(有田会長)

ありがとうございました。

委員の皆さんのご意見、いただきましたので、このことにつきましては、私のほうで預からせていただくということでよろしいでしょうか。

▲▲▲ (異議なしの声あり) ▲▲▲

ありがとうございました。

これで、本日の全ての報告が終わりました。

皆様の皆様、意見をありがとうございました。それでは事務局のほうにお返しいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

事務局のほうから事務連絡といたしまして、二点ほどお伝えをさせていただきます。

まず、今、お手元にお配りさせていただきました高知市子ども・子育て支援事業計画の市長答申についてという文章のほうですが、今回、ご審議をいただきました事業計画については、今日お諮りをさせていただいた内容で答申をいただくということで決定をさせていただきます。ありがとうございます。

この計画のほうを市長に答申をしていくということで、その市長答申の日程をそちらのほうに記載しております。3月19日木曜日、午後4時からということになっておりまして、この市長答申に是非、計画の策定にご協力をいただきました委員の皆様にも出席をいただきたく思いまして、ご案内をさせていただきます。ご出席いただける方は、その市長答申の裏にホチキスどめの2枚目にですね、連絡票をつけておりますので、期日までに、3月12日木曜日までに連絡票を郵送か、もしくはファックス等でお送りいただければと思います。よろしくお願ひします。本日書いていただいて事務局のほうに渡していただいてもかまいませんので、よろしくお願ひします。

もう一点ですが、来年度の子ども・子育て支援会議の予定について、若干お知らせをいたします。

来年度は、高知市子ども・子育て支援事業計画の初年度ということになります。その進

捗状況であるとか新たに認可をされる教育・保育施設等の利用定員の設定を、今日お諮りしたような内容をご審議をまたいただくようなことになるかと思えます。

開催時期については、認可の申請とかそういったところにも左右はされますけれども、一応、開催時期、5月、10月、2月の3回ぐらいを予定はしておりますけれども、先ほど言いましたように認可の申請とか、そういったタイミングによってご審議いただく時期がずれてくるかもしれません。回数も増えるかもしれませんけれども、こちらのほうで事前にまたご案内をさせていただきたいというふうに思いますので、出席のほうについても、また、ご高配いただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

(有田会長)

すみません。お願いですけれども、我々委員は、色んなそういう、専門的なことがわからない人がたくさんあって、この会議のなかでも言っている言葉がただ頭の中を通り過ぎること、たくさんありましたので、具体的に言ってくださるとイメージがわきますので。

本当に急いでつくった部分もありますので、来年度から具体的に進める時には、この会議では具体的に現場の、きっと皆様方、事務局の方々には現場に行かれることがあると思えますので、現場での具体的なイメージで言ってくださると、委員の者は話がよく理解できると思えますので、是非、次からそのように話していただけると実のある会になると思えますので、どうかよろしくお願ひいたします。

(子育て給付課 森課長)

それでは、閉会にあたりまして、こども未来部長山川より一言皆様方にご挨拶を申し上げます。

(こども未来部 山川部長)

どうも皆さん、ありがとうございました。

本年度、今日が最後の会ということで、年度の中で7回目、審議会の中では1年間の間に7回も会をするというのは非常に多いです。私達行政の中で行っている会の中でも。それに本当に皆さん、熱心にご参加いただきまして、ご議論いただきまして本当にありがとうございました。

私共、会の運営にあたりまして、またご説明にあたりまして不十分な点がたくさんありました。この場をお借りいたしまして、お詫び申し上げます。本当に、皆様のご協力のおかげで向こう5年間の支援計画ができあがりました。

本日、ご意見をいただきましたこの3つの、3点の内容というのは本当に、私達肝に銘じて、今回、向こう5年間、実際、計画をいかに実行していくか、これからが大事でございますので、取り組んでまいります。

今年度は児童虐待という悲しい事件もございました。先ほどお話ししましたように、やは

り社会全体で子ども達を見守り，たくさんの目で見守ることで子育て支援ということにながっていく，そういうことが計画全体に網羅されておりますので，しっかり取り組んでまいりたいと思います。

本当に7回にわたるご熱心なご論議，どうもありがとうございました。

(子育て給付課 森課長)

以上をもちまして，平成26年度第7回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。

委員の皆様，本日はありがとうございました。気をつけてお帰りください。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲